



行政書士講座

通信講座体験講義

基本講義

基礎法学・憲法

資格の大原



1 憲法の意義

1. 日本国憲法の内容

憲法とは、国家権力の組織および行使に関する基本的な法である。日本国憲法は、次のような内容を定めている。

- ① 権利や自由の保障（基本的人権）
- ② 国会や内閣、裁判所等の国家機関についての基本的な事項（統治機構）

2. 「憲法」の意味

（1）意義

「憲法」という用語は、様々な意味で使われるため、「憲法」の意味が区別・整理されてきた。具体的には、①形式的意味の憲法と実質的意味の憲法、②固有の意味の憲法と立憲的意味の憲法である。他に、③硬性憲法と軟性憲法という整理の仕方もある。

（2）形式的意味の憲法と実質的意味の憲法

形式的意味の憲法とは、憲法の存在形式に着目した場合の概念であり、「憲法」という名で呼ばれる成文の法典として存在している法をいう。内容がどのようなものであるかは問われない。

実質的意味の憲法とは、憲法の存在形式に関係なく、その内容に着目した場合の概念である。実質的意味の憲法には、「固有の意味の憲法」と「立憲的意味の憲法」がある。

（3）固有の意味の憲法と立憲的意味の憲法

固有の意味の憲法とは、憲法を、国家の組織・作用等に関する基本を定めた法ととらえたものである。この意味の憲法は、いかなる社会においても存在すると考えられている。

立憲的意味の憲法とは、憲法を、権力を制限することで国民の権利・自由を保障しようという立憲主義に基づく法ととらえたものである。また、立憲的意味の憲法は、近代になってみられるようになったことから、近代的意味の憲法とも呼ばれる。

(4) 硬性憲法と軟性憲法

憲法の改正手続のあり方に着目した硬性憲法・軟性憲法という整理の仕方もある。

硬性憲法とは、通常の立法よりも厳格な手続によらなければ改正することができない憲法をいう。日本国憲法は、硬性憲法に分類される（憲法 96 条、59 条参照）。

軟性憲法とは、通常の立法手続と同様の手続によって改正することができる憲法をいう。